

株式分割に関する基準日設定公告

株主各位

2025 年 10 月 10 日

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号
株 式 会 社 地 域 新 聞 社
代 表 取 締 役 社 長 細 谷 佳 津 年

当社は、2025 年 10 月 10 日開催の当社取締役会において、2025 年 11 月 1 日付けをもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2025 年 10 月 31 日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 11 月 1 日をもって、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 8,000,000 株から 16,000,000 株に変更することを併せて決定いたしました。

以 上

お知らせ

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2025 年 12 月上旬にお届先住所にお送りする予定です。
2. 2025 年 11 月 1 日付けにて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の手続は、お取引口座のある証券会社等でお手続をお願いいたします。